

世田谷区都市計画審議会委員 各位

法 16 条の意見募集における世田谷区による誘導文書配布について

2006年10月14日

東京都世田谷区北沢 2-9-19
植松第一ビル 201 コモン法律事務所
弁護士 石本伸晃

第 1 法 16 条のときにも配布された誘導文書

1 法 16 条の意見募集における 4 種類の書式の賛成意見

情報開示請求によって明らかになったところによると、法 16 条の意見募集期間に集まった賛成意見は、129 通だった。

しかし、このうち 124 通については、あらかじめ賛成の意見が記載された 4 種類の書式（別紙 1～4）に住所と名前が書かれたものだった。

2 4 種類の賛成書式は同一人物が作成したもの

上記 4 種類の賛成書式（別紙 1～4）の記載内容を見てみると、次のことがわかる。

(1) 別紙 1 について

まず、別紙 1 は、以下の 3 つの項目立てをしている。

「1 安全・安心街づくり」

「2 歩行者主体の街づくり」

「3 商店街が一体化する街づくり」

そして、この 3 つの項目の中に、さらに①から③までの 3 つの小項目を設けている。

(2) 別紙 2～4 について

次に別紙 2 から 4 について見てみると、次のことがわかる。

① 別紙 2 の文言は、別紙 1 の「1 安全・安心街づくり」の小項目①の文言をそのまま抜き出したものである。

② 別紙 3 の文言は、別紙 1 の「2 歩行者主体の街づくり」の小項目①の文言をそのまま抜き出したものである。

③ 別紙 4 の文言は、別紙 1 の「3 商店街が一体化する街づくり」の小項目①の文言をそのまま抜き出したものである。

つまり、別紙2から4までの文言は、別紙1の3つの項目の中の最初の小項目の文言と全く同じものなのである。

また、別紙2～4は、上記各文言以外は、文言、字体、体裁が全く同じである。

- (3) 別紙1～4は、同一人物によって、そのうち別紙2～4は、同時に作成されたものの

上記の記載からわかることは、以下の2点である。

- ① 別紙2～4は、完全に別紙1に依拠して作成されている。
- ② 別紙2～4は、同時に作成されており、同一の書式の文言の一部だけを変えて作成されている。

したがって、別紙1～4の書式は、同一の主体によって作成されたことが明らかであり、そのうち別紙2～4の書式は、同時に作成されたものであることが明らかである。

- 3 法16条の賛成意見の書式(別紙1)と法17条の誘導文書(別紙5)の酷似性
次に、法16条の賛成意見の書式(別紙1)と法17条の際の誘導文書(別紙5)を比べると以下のことがわかる。

- (1) 完全に同じ3つの項目立て

法16条の賛成意見の書式(別紙1)と法17条の際の誘導文書(別紙5)は、いずれも3つの項目立てがされており、項目の文言は、以下のとおりである。

法16条の賛成意見の書式(別紙1)	法17条の際の誘導文書(別紙5)
「1 安全・安心街づくり」	「1 安全・安心の街づくり」
「2 歩行者主体の街づくり」	「2 歩行者主体の街づくり」
「3 商店街が一体化する街づくり」	「3 商店街が一体となる街づくり」

- (2) 小項目の内容

次に、法17条の際の誘導文書(別紙5)の上記各項目を見ると、その中に、それぞれ2つの小項目が設けられており、その内容は、法16条の賛成意見の書式(別紙1)の3つの小項目の内容を要約したものであることがわかる。

- (3) 法17条の際の誘導文書(別紙5)は法16条の賛成意見の書式(別紙1)を元に作成されたもの

上記の記載からわかることは、法17条の際の誘導文書(別紙5)は、法16条の賛成意見の書式(別紙1)を元にして作成されており、項目を同じにしたまま、各小項目の内容を要約して短くするとともに、文字の大きさを変えることによっ

て体裁を変えたものであることがわかる。

すなわち、法 17 条の際の誘導文書（別紙 5）と法 16 条の賛成意見の書式（別紙 1）は、偶然に一致したとは到底考えられない程度に、内容が酷似しているのである。

4 法 16 条の賛成意見の書式（別紙 1～4）を作成したのは世田谷区である。

以上から、法 17 条の際の誘導文書（別紙 5）は法 16 条の賛成意見の書式（別紙 1）を元にして、同一の主体によって作成されたものであることは明らかである。

また、法 16 条の賛成意見の書式（別紙 1～4）は、同一の主体によって作成されたものであり、そのうち別紙 2～4 は、同時に作成されたものである。

そして、法 17 条の際の誘導文書（別紙 5）は、世田谷区の担当者が作成したものであることが既に明らかになっているから、別紙 1 から 7 までは、すべて世田谷区の担当者が作成したものなのである。

5 結論

したがって、世田谷区は、法 16 条のときにも、組織的に地区計画案への賛成誘導文書を作成・配布していたのであり、都市計画法における住民関与の手続きとしてもっとも重要な手続きである法 16 条及び 17 条の意見募集の両方において、意見を誘導していたのである。

第 2 世田谷区による誘導文書配布の問題点

1 法 16 条、17 条の手続きは無効 — 重大な手続違反

意見を集約する立場にある世田谷区による誘導文書の配布は、公正、中立であるべき法 16 条、17 条の手続きを阻害するものであり、今回行われた各手続きには、重大な手続違反がある。

したがって、法 16 条、17 条の手続きは無効である。

仮に、このまま地区計画が決定されるようなことがあっても、無効な手続きの上に積み重ねられた手続きとしての決定であるから、同決定も無効であることを免れない。

2 手続きの公正性、行政の中立性の阻害 — 職権濫用

前述のとおり、意見を集約する立場にある世田谷区が一方に意見を誘導する文書を配布することは、手続きの公正性、行政の中立性を阻害することは明らかである。

しかも、二度に渡って同一の誘導が行われていたというのであるから、過失ではなく、確信を持って配布が行われたことは明らかである。

世田谷区の職員による誘導文書の配布は、公務員職権濫用罪（刑法 193 条）にあたると思料する。

3 世田谷区の担当者の虚偽答弁 — 偽証

- (1) 世田谷区の担当者は、議会において、法 16 条の意見募集においては、誘導文書の作成・配布に関与していないと答弁している。

しかし、既に見たとおり、区の担当者が、法 16 条の意見募集においても、誘導文書の作成・配布に関与していたことは明らかである。

したがって、世田谷区の担当者の答弁は虚偽であり、偽証（地方自治法違反）である。

- (2) 仮に、百歩譲って、法 16 条のときには、誘導文書を配布していないと仮定しよう。

そうすると、法 16 条の賛成意見の 4 つの書式（別紙 1～4）に記載された賛成意見は、その書式も含めて、賛成の人が自発的に作成し、提出したことになる。

つまり、これらの賛成意見の提出者は、意見の書き方について当然に知っていたし、書くべき内容についても、十分に理解していたことになる。

また、法 16 条のときに意見を出した人の範囲と法 17 条のときに意見を出した人の範囲は重なっており、世田谷区の担当者が、法 17 条のときに誘導文書を配布した範囲は、地区計画内とその近辺であり、法 16 条の範囲と同一である。

ところで、世田谷区の担当者は、議会において、法 17 条のときに誘導文書を配布した理由は、書き方がわからないから教えてほしいと言われたからであると答弁している。

しかし、法 16 条のときに、世田谷区が配布していないにもかかわらず、別紙 1～4 のような意見書が出されているとすれば、賛成の意見者が法 17 条のときに、「書き方がわからないから、教えてほしい」と区にお願いする必要はない。

したがって、書き方がわからない人から頼まれて書式を作ったという事実はなかったことになり、この点に関する世田谷区の担当者の答弁は虚偽であることになる。

よって、いずれの場合でも、区の担当者の答弁は偽証（地方自治法違反）である。

第 3 まとめ

以上見てきたように、今回の誘導文書の配布には、重大な手続違反、職権濫用、偽証の 3 つの重大な問題がある。

このような重大な問題を放置したまま、法定の手続を継続することは絶対に許されない。

したがって、地区計画案は、最初から策定手続をやり直すべきであり、10 月 18 日に行われる都市計画審議会の議案とするべきではない。

仮に議案とされた場合には、都市計画審議会の委員におかれては、上記手続違反の真相を究明するとともに、住民らの意見を反映させるために、地区計画策定手続のやり直しを求めています。

以上